

二 路線名 長坂高根線
三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
		旧	新		
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字大日向二五	七六番の三地从り			一〇・〇	一四六・〇
				一五・〇	
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字大日向二五	七五番の一四九地先まで				一四六・〇
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字大日向二五	七六番の三地从り			一一・〇	一四六・〇
				四五・五	
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字大日向二五	七五番の一四九地先まで				一四六・〇
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字大日向二五	八二番の一地从り			一九・五	七六・五
				四五・五	
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字大日向二五	七五番の一四九地先まで				七六・五

山梨県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年九月十日

山梨県知事 天野 建

一 道路の種類 県道
二 路線名 茅野小淵沢葎崎線
三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
		旧	新		
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字長大地二六	九一番の二三地从り			六・〇	七八〇・〇
				一八・〇	
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字酒呑場六一	一番の二地先まで			六・六	七八〇・〇
				四一・〇	
北巨摩郡長坂町大字長坂上条字酒呑場六一	一番の二地先まで			一一・〇	八二五・〇
				五〇・五	

山梨県告示第四百号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 濁川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲府市逢沢町字整理地九百三十二番一地从り甲府市西高橋町字濁川端五百四十九番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 甲府市長 山本栄彦
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する方面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成十三年九月十日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第四百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置 北都留郡上野原町上野原字神明ノ上二千六百六十番十一及び二千六百七十一番一
- 二 道路の幅員 最大 五・〇〇メートル 最小 四・一三メートル

有地の全部	
蔵原字西久保二三二〇、二三二一に隣接する字宮の前の道路である国有地の全部	
蔵原字東久保八七三の二の一部、八七七の二の一部、八七七の二、八七八の二、八七八の二、八八三の四の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	蔵原字新井
蔵原字川久保三一六三の二の一部、三一七三の一部、三一七四の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	
蔵原字新井一四一九の一部、一四三〇の一部、一四三一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字川久保三一七四に隣接する道路である国有地の全部	蔵原字川久保

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年七月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 太田工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢千百四十六番地
 - 3 代表者の氏名 太田文三
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第七八九号
 - 四 処分の内容 電気工業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十三年七月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年七月二十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ワイケイケイ エーピー山梨
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市富竹二丁目三番四十号
 - 3 代表者の氏名 長谷川智
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第九一九号
 - 四 処分の内容 建具工業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十三年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年七月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 佐野工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡六郷町岩間七百十二番地六
 - 3 代表者の氏名 佐野茂
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第二九二二号
 - 四 処分の内容 建築工業及び大工工業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十三年七月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年七月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 横澤工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町押越千七百四番地
 - 3 代表者の氏名 横澤貞幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第三二二八号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年七月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

- 一 処分をした年月日 平成十三年八月六日 山梨県知事 天野 建
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 江栄建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市千塚三丁目三番二十七号
 - 3 代表者の氏名 江原照夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 八)第五二八八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年七月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

- 一 処分をした年月日 平成十三年八月二十日 山梨県知事 天野 建
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 渡辺建設興業株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町名取三百九十三番地
- 3 代表者の氏名 渡邊栄助
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 八)第二二九五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年六月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

- 一 処分をした年月日 平成十三年八月二十七日 山梨県知事 天野 建
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大建総業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市朝日曾雌百五十七番地の一
 - 3 代表者の氏名 小俣俊和
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第八八九号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十三年八月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十三年九月十日

- 一 処分をした年月日 平成十三年八月二十七日 山梨県知事 天野 建
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丹沢工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市湯田二丁目二番六号

3 代表者の氏名 丹沢利政

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第一九一八号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事及びびタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年八月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

山梨県教育委員会

委員長 一 木 麗 子

山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校通学区域等に関する規則(昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第五十条第一項の規定に基づき」を削り、「高等学校」という。()の下に「における教育の普及及びその機会均等を図るため、高等学校」を加える。

第二条第一項ただし書中「当該高等学校長から」を削り、「入学を許可された者」の下に、「再募集により入学を許可された者」を加える。

別表第一大月の項を削る。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第七条関係)」に改め、同表に次のように加える。

上野原学区 都留学区	大月市
---------------	-----

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は平成十四年一月十一日から、別表第一大月の項を削る改正規定は平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 別表第二に上野原学区都留学区の項を加える改正規定は、平成十四年四月以降の高等学校入学者に適用する。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年九月十日

山梨県知事 天 野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町中下条字三味堂一〇六八の一、一〇六八の二、一〇六八の五、一〇六八の六、一〇六八の七、一〇六八の八、一〇六八の九、一〇六八の一〇、一〇六八の一、一〇六八の二、一〇六八の三、一〇六八の四、一〇六八の一五、一〇六八の一六、一〇六八の一七、一〇七〇の一、一〇七〇の二、一〇七〇の三、一〇七〇の四及び一〇七〇の五

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置 及び 区域
道 路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡敷島町中下条千二百十九番地 井口貴美子

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十五号

山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年九月十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番